

スポーツ仲裁自動応諾条項の採択状況に関する説明書

ピックルボール日本連盟

1. はじめに

ピックルボール日本連盟（以下「本連盟」）は、スポーツ紛争における適正かつ円滑な解決を図るため、日本スポーツ仲裁機構（JSAA）が提供する仲裁制度に賛同し、その仲裁判断を最終的な解決手段とすることを基本方針としています。

2. 採択の基本方針

本連盟は以下の観点から、日本スポーツ仲裁機構による仲裁手続の自動応諾を採択します。

- スポーツに関する専門性の高い第三者機関による公正な紛争解決を重視。
- 紛争当事者の負担軽減と迅速な問題解決を目的とした制度設計への協力。
- 国内外のガバナンス基準に準拠した統治体制の構築の一環としての実施。

3. 採択状況の詳細

2025 年施行の「ピックルボール日本連盟 倫理規定」において、以下の条文を**附則に追加**することにより、仲裁応諾の意思を明文化いたしました。

【追加条文】

第 18 条（スポーツ仲裁の自動応諾）

本連盟に関する紛争（懲戒、選手資格、登録抹消等を含む）については、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の仲裁判断を最終的な解決手段とすることに合意し、当該機構の仲裁規則に基づく仲裁に自動的に応諾するものとする。

この条文は、選手・指導者・役員をはじめとするすべての関係者に適用されます。

4. 今後の対応

- 仲裁条項の採択を理事会で正式決議し、周知徹底。
- 関係者の登録時における誓約書や申込書への条項追加。
- トラブル未然防止を目的とした説明会や Q&A 資料の配布。

5. 添付資料

- ピックルボール日本連盟 倫理規定（仲裁条項付）